

各施設等の休館日

施設名	休館日
町民体育館 多目的スポーツホール	12月28日(金)～1月3日(木)
小中学校体育館	12月27日(木)～1月3日(木)
児童館	12月29日(土)～1月4日(金)
図書館	12月29日(土)～1月3日(木)

年末年始のお知らせ

平成最後となる年末年始。安心・安全な年の瀬をお迎えください。

上里町役場 年末年始 閉庁日

12月29日(土)

～平成31年1月3日(木)

ごみ収集停止日等

	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
直接搬入受入	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×
可燃ごみ		賀美 長幡	七本木 上里東 神保原			賀美 長幡				七本木 上里東 神保原	
不燃ごみ			長幡								
資源ごみ	七本木 上里東 神保原										

◆小山川クリーンセンターへの直接搬入

12月30日(日)まで

(受入時間)午前8時40分～正午、午後1時～4時30分

◆リクエスト収集

12月10日(月)・17日(月)・24日(月)

※役場受付は12月20日(木)まで

◆生し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

年末は混みますので、早めの汲み取りの予約をお願いします。

(予約先) (有)上里総業 【☎33-6776】

問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】

年末ごみの直接搬入について

小山川クリーンセンターでは、年末に直接ごみを持ち込まれる方が多く、ごみの搬入車両により大変混雑し、受付および荷下ろしに時間がかかることが予想されます。

このため、指定ごみ袋に入のごみについては、通常のごみ収集により排出されますようご協力をお願いいたします。また、粗大ごみなどを直接搬入する場合は、可能な限り年末を避けてご利用されますようお願いいたします。

問合せ…小山川クリーンセンター 【☎22-8200】

年末年始の休日診療



【歯科診療】※健康保険証を持参してください。

診療時間…午前10時～正午

日程	診療所名	所在地	電話番号
12月30日(日)	飯塚歯科医院	本庄市中央1-5-29	☎24-6166
	坂本歯科医院	上里町七本木2647-5	☎33-8989
12月31日(月)	竹上歯科医院	上里町七本木2104-2	☎33-9002
	明堂歯科医院	本庄市朝日町1-23-2	☎37-4890
1月1日(火)	見福歯科医院	本庄市見福1-7-77	☎24-6201
	春山歯科医院	本庄市児玉町児玉224	☎72-0472
1月2日(水)	ひきま歯科クリニック	上里町七本木5418	☎35-3939
	中央歯科医院	本庄市駅南2-15-3	☎21-1807
1月3日(木)	内野歯科医院	本庄市傍示堂518	☎22-2817
	倉林医院歯科	本庄市児玉町児玉381-1	☎72-0332



【本庄市休日急患診療所（内科系疾患）】

比較的軽微な内科系の疾患で入院の必要のない方の診療を行います。

場所…休日急患診療所【☎23-3322】

(本庄市保健センター内)

診療日時…12月30日(日)～平成30年1月3日(木)

午前9時～正午、午後1時～4時、

午後7時～10時

※健康保険証を持参してください

※夜間の診療は午後9時45分までに受付をしてください。

☎【救急電話相談】

#7119(全国共通ダイヤル)

048-824-4199

(ダイヤル回線、IP電話、PHSをご利用の場合)

※救急電話相談は、急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかなどのアドバイスや医療機関の案内を行い、相談者の判断の参考にしていただくものです。



～新年の幕開けの記念に～

元旦歩け走るう会



新年の幕開けに気持ちよい汗をかいて、新しい年を迎えてみませんか。記念品を用意して皆さんの参加をお待ちしています。

日時 平成31年1月1日（元旦）
（受付）午前6時45分
（開始）午前7時

会場 上里ゴルフ場外周（約3.4km）
集合 忍保パブリック公園駐車場（西側）
主催 上里町健康・体力づくり推進協議会
問合せ 生涯学習課スポーツ振興係
【☎35-1245】

12月1日(土)～14日(金)は『冬の交通事故防止運動』期間です

◆重点目標

- ①高齢者の交通事故防止
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止

年末年始は事故が多い時期です。安全運転を心掛けましょう。

◆問合せ

くらし安全課生活環境係 【☎35-1226（内線2231）】



架空請求に関する相談が増えています

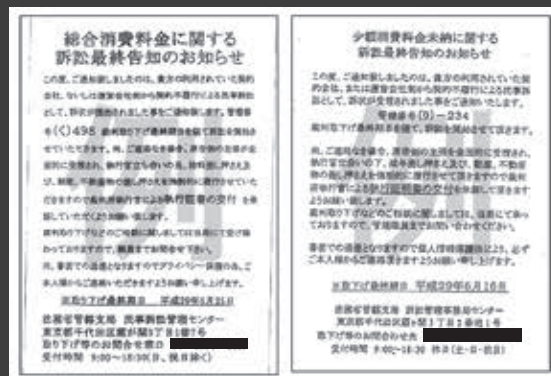
これらのハガキは**詐欺**です

町の消費生活相談窓口では、「利用した覚えのない請求をうけているが、どうしたらよいか」「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、身に覚えがない」という相談が増えています。

架空請求のハガキや電子メール等には、「執行官の立ち会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」「勤務先を調査」など不安をおおる脅し文句が書いてあったり、実在する事業者をかたりコンテンツの利用料金を請求させる場合があります。

これらは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が無作為に根拠のない請求ハガキや電子メール等を大量に送ったものと思われます。

対処方法としては、「相手にしないこと」「連絡しないこと」が大切です。それでも不安を感じる方は、お問い合わせください。



▶ 上里町消費生活相談窓口

【☎35-1232】

（相談員への相談は、火曜日・金曜日
午前9時30分～午後3時30分まで）

▶ 消費者ホットライン…☎188(イヤヤ)

※お近くの消費生活センターへ繋がります。